TOYOTA TS CUBIC CARDの一 会員規約 — 第一章 <一般条項>の第20条(期限の利益喪失)第2項は次のとおり改定しております。

改定前	改定後
⑨会員が死亡した場合であって、支払金の支払が3回以上なかったとき。	(削除)
⑩第29条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。	⑨第29条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

- 車両代金のカード支払に関する特約-

会員は、一会員規約一(以下「規約」という)に付帯し、本特約が適 用されることを承諾します。なお、本特約に定めがない限り、用語 の定義は規約に定めるとおりとします。

- 1. 「本制度」とは、会員が、当社所定の加盟店で、当社所定の車両(以下「車両」という)の代金相当額の全部または一部につき、カード利用可能枠を超えてカードで支払うものをいいます。
- 2. 会員は、本制度の利用を希望する場合、当社所定の方法で申込みをし、当社が承認した場合に本制度を利用できます。
- 3. 会員による本制度の利用は、本人会員が当社から貸与・発行を 受けているクレジットカードの数にかかわらず、本人会員と家族会 員(他のクレジットカードの家族会員を含む)を合わせて、1暦年で 計2回までとします。
- 4. 会員は、本制度の利用にあたり次の各号に定める事項を承諾します。
- ①2回払、分割払、リボルビング払、ボーナス1回払およびボーナス2回払での本制度の利用はできないこと。
- ②車両の名義人が会員であること。
- ③当社への車両に係る代金の支払が全て完了する前に、車両を 第三者に売却、貸与または担保供与しないこと。
- ④当社から請求があった場合、本制度を利用して購入した車両の 名義人、保管場所その他状況および利用目的の申告等、当社所 定の事項の調査に応じること。
- ⑤当社が別途定めた条件に従うこと。
- 5. 会員が前二項に違反した場合、当社は、会員資格の喪失、またはカードもしくは本制度の利用停止措置を講じることができます。

2023年1月版